第八条中「主務大臣の」を「行政庁の」に、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

第九条の表以外の部分中「第三条」を「第二条」に改め、同条の表第三条の項中欄中「その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。以下同じ。）を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事（公立の学校にあっては、その所在地の都道府県教育委員会。次条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第八条において同じ。）を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の前に次のように加える。

第二条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該柔道整復師養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第四条第一項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同表第四条第二項の項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第四条第三項	この項	この項、次条第二項
	届出	通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第五条の項上欄中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改め、同項の次に次のように加える。

第五条第二項	報告を	通知を
	当該報告	当該通知
	ものとする	ものとする。ただし、当該通知に係る指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第七条の項上欄中「第七条」を「第七条第一項」に改め、同項中欄及び下欄中「第二条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七条第二項	ものとする	ものとする。ただし、当該指定養成施設の所管大臣が厚生労働大臣である場合は、この限りでない

第九条の表第八条の項上欄中「第八条」を「前条」に改め、同項中欄中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣」を「行政庁」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、当該設置者が学校の設置者であるときは、その所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない」を加え、同項下欄中「主務大臣」を「行政庁」に改める。

第十一条の見出しを「（行政庁等）」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「行政庁」に、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十三条中「第三条から第五条まで及び第八条」を「第三条後段、第四条第一項後段及び第二項後段、第五条第一項後段並びに第八条後段」に改める。

（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「法第十七条第一項」を「法第十二条第一項及び第三項、第十三条第二項、第十七条第一項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により法第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行う場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項	開設者（国を除く。）	開設者
	都道府県知事を経由して、厚生労働大臣	都道府県知事
第十一条第二項	）であって国以外のものは	）は
	都道府県知事を経由して、厚生労働大臣	都道府県知事
第十二条	開設者（国を除く。以下同じ。）	開設者
	その所在地	速やかに、その所在地
	都道府県知事を経由して、速やかに、厚生労働大臣	都道府県知事
第十三条	都道府県知事を経由して、厚生労働大臣	都道府県知事

（独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正）

第二十九条　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号を次のように改める。

一　削除

第十六条第一項第十八号を次のように改める。

十八　削除

第十六条第二項の表児童福祉法第二十条第五項の項及び母子保健法第二十条第五項の項を削り、同表医療法施行令第一条及び第四条の五の項上欄中「及び第四条の五」を削り、同表保健師助産師看護師法施行令第二十一条の表第十三条第一項の項、第十三条第二項の項及び第十四条の項の項上欄中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同表理学療法士及び作業療法士法施行令第十六条の表第十一条第一項の項、第十一条第二項の項及び第十二条の項の項上欄中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、同表視能訓練士法施行令第十七条の表第十二条第一項の項、第十二条第二項の項及び第十三条の項の項上欄中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。